

主 文

本件再審査請求のうち、労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労災就学等援護費を支給しない旨の処分に係る再審査請求はこれを却下し、その余の請求についてはこれを棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分並びに労災就学等援護費を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、Aに所在し、主としてB会社の駅及び軌道上の電気設備工事を請け負う会社C（以下「会社」という。）に雇用され、電気工事管理者として就労していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、午後〇時半頃に会社から帰宅後、夕食を取らずに自治会の会合に出掛け、午後〇時頃帰宅したものの、再び知人と食事に出掛け深夜〇時頃帰宅し、翌〇日午前〇時頃、台所で倒れているところを発見され、救急車が手配されたものの、被災者は既に死亡していることが確認された。
死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時頃、直接死因：脳出血、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：腓腫瘍術後、死因の種類：病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料並びに労災就学等援護費を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分庁

（略）

第4 争 点

被災者の本件疾病の発症及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定

（略）

- 2 当審査会の判断

（1）本件各処分のうち、労災就学等援護費を支給しない旨の処分についてみると、以下のとおりである。

ア 労災就学等援護費は、被災労働者の遺族等に対し、その就学等の援護の措置を講ずることを目的とし、必要に応じて、労災保険法第29条に規定する社会復帰促進等事業の1つとして、労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号）に基づいて実施されるものであり、同法第7条に規定する保険給付には該当しないものであることから、労災就学等援護費に関する処分は、同法第38条第1項に規定する保険給付に関する決定には当たらず、請求人は、当該決定に不服がある場合であっても審査官に審査請求をすることはできない。

イ したがって、同援護費の支給に係る審査請求は本来不適法なものであり、かつ、その欠陥も補正することができないことから、再審査請求においても適法要件を欠くとして、却下すべきものである。

（2）次に、本件各処分のうち、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分に

ついてみると、以下のとおりである。

ア D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、後頭下穿刺にて血性髄液であったことから、被災者に発症した疾病は「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）であると診断し、発症日は平成〇年〇月〇日としている。当審査会としても、発症状況等に照らすと、D医師の意見は妥当であり、被災者は同日、本件疾病を発症したものと判断する。

イ 本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載する「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりでである。

ウ 請求人は、要旨、被災者に発症した本件疾病は、業務による過重負荷を受けたことにより発症したことは明らかであると主張しているため、認定基準に基づいて、以下検討する。

(ア) 被災者が本件疾病発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇したか否かについて、請求人、E社長及びFは、いずれも、そうした出来事があったとの申述を行っておらず、異常な出来事はなかったものと判断する。

(イ) 被災者の労働時間についてみると、以下のとおりである。

a 会社の就業規則では、所定労働時間は午前8時から午後5時までとされており、E社長は、労働者の出退勤はタイムカードで管理していると述べている。

b 請求人は、要旨、被災者のタイムカードでは、午前8時よりも30分程度早い時刻に打刻されているところ、被災者と同じ役職にあるFも始業時刻より30分程度早く出勤していることや、被災者は、現場責任者であるため、朝早く来て、どんどん仕事を進めていたとする同僚の申述があることから、本来の始業時刻前の時間のうち、少なくとも15分は労働時間に算入されるべきであると主張する。さらに、請求人は、要旨、夜勤明けの始業時刻については、被災者がタイムカードを打刻しておらず明らかではないものの、タイムカードを打刻しているFの夜勤明けの労働時間は平均4時間45分であり、これを参考として4時間と認定すべきであると主張している（同）。

c まず、始業時刻について、E社長及びFは、要旨、原則として、午前8時に朝礼をし、朝礼後、点呼を行って現場に向かうので、午前8時より前に出勤しても同時刻までは仕事をするのではないし、午前8時より前に出発する現場に行く場合には、早出・点呼時間記録により、その時刻を確認することができるとしている。

次に、夜勤明けの出勤について、E社長は、要旨、この場合もタイムカードを打刻することとなっているものの、被災者が打刻していなかったことを把握しており、この点、被災者が自己申告した時間数を労働時間として算入していたと述べている。

d これらの申述を踏まえ、請求人の主張を検討すると、始業時刻前の時間については、具体的な業務があったとは認め難く、通常、朝礼までは仕事をするとはなかったとする会社関係者の申述には信ぴょう性があり、また、夜勤明けの労働時間についても、被災者自身の申告時間を超えて、Fの労働時間を参照して判断すべきとの主張は、客観性に欠けるといわざるを得ず、当審査会としては、これを採用することはできない。

e 監督署長は、上記cの事情を踏まえて、始業時刻については、タイムカードの打刻時間が午前8時より前であっても、早出・点呼時間記録に記載された日を除き、午前8時とし、夜勤明けに出勤した場合は、被災者が自己申告した時間を基にして、被災者の本件疾病発症前6か月間における労働時間を集計している。

当審査会としては、夜勤明けの出勤については特に留意して、各日において妥当な時間数が算入されていると考えられるかを精査したが、同認定時間数は、被災者の就労実態をおおむね反映したものになっていると考えられると判断した。

(ウ) 監督署長が認定した上記労働時間数に基づき、短期間の過重業務についてみると、被災者の本件疾病発症前1週間の労働時間は、総労働時間が34時間50分であり、1日8時間を超えた時間外労働時間数が7時間13分あるものの、約1週間の○休暇のうちの3日間が含まれており、本件疾病発症前1週間において特に過重な業務に従事したものと認められない。

(エ) 長期間の過重業務については、被災者の本件疾病発症前1か月間の時間外労働時間数は43時間18分であって100時間を超えていない。また、

発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数をみると、発症前3か月間が7時間31分となり、80時間近くに達するものの、同期間においては、○休暇を含め、1か月平均7日間の休日を取得している。したがって、疲労の回復を図ることはできたものと判断され、疲労が蓄積していたとはいえず、業務と発症との関連性が強いとは評価できないものであり、本件疾病発症前6か月間において特に過重な業務に従事したものと認められない。

(オ) 労働時間以外の負荷要因について、請求人は、要旨、拘束時間が長く、かつ、深夜に及ぶ労働であるほか、Bが発注する電気工事の現場責任者としての業務は、肉体的負荷に加え、極めて精神的緊張を強いられるものであったと主張している。この点、確かに、本件疾病発症前6か月間における夜勤については、一定程度の頻度で実施されていることが認められるものの、休日も十分に確保されていることが確認できる。また、精神的な負荷についても、被災者は、入社後20年以上に及ぶ電気工事担当者としての経験を有していることに照らすと、当該業務の性質や責任の大きさが過重な負荷となったものとは判断できない。

(カ) 以上からすると、被災者に発症した本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のほか、労働時間以外の業務に係る負荷要因のいずれも認められないことから、業務による過重な負荷が有力な原因となって発症したものとはいえず、業務上の事由によるものと認めることはできない。したがって、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のおり、本件再審査請求のうち、労災就学等援護費を支給しない旨の処分に係る再審査請求を却下し、また、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、その余の再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。